

第391回

# 五島海区漁業調整委員會議事録

月 日：令和4年5月23日（月）

場 所：五島振興局4階B会議室  
長崎県五島市福江町7番1号

### 第391回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和4年5月23日(月) 9時45分から11時00分まで
2. 開催場所 : 五島振興局4階B会議室  
長崎県五島市福江町7番1号
3. 開催通知 : 令和4年5月12日(木)  
【発送年月日: 令和4年5月13日(金)】
4. 公示日 : 令和4年5月13日(金)
5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、  
杵岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に  
公示を依頼した。
6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、有川町漁業協同組合委員、川上委員、  
草野委員、松尾委員、大久保委員、高山委員、田端委員
7. 欠席委員 : なし
8. 臨席者 : 漁港漁場課 山道係長
9. 事務局 : 坪内事務局長、大隈次長、水田係長、中島書記
10. 議題 :
  - 第1号議案 五島海区漁場計画(案)について(諮問)
  - 第2号議案 第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更  
について(諮問)
  - 第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
  - 第4号議案 県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について
  - その他 令和3管理年度におけるまさば及びごまさばの追加配分  
について

### 第391回 五島海区漁業調整委員会 議事録

日時：令和4年5月23日（月）9時45分開始

場所：五島振興局4階B会議室 長崎県五島市福江町7番1号

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまから、第391回五島海区漁業調整委員会を開催します。</p> <p>本日は、令和4年度初めての委員会でございます。令和4年4月1日付けで事務局職員に異動がありましたので紹介いたします。</p> <p>富永事務局長の後任の坪内事務局長と、竹本係長の後任の水田係長でございます。それでは、お一人ずつご挨拶をお願いします。</p>
坪内事務局長	(挨拶)
水田係長	(挨拶)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。</p>
熊川会長	(挨拶)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、本日は議案説明のため、長崎県水産部漁港漁場課から担当者が出席していますのでご紹介します。</p> <p>漁港漁場課の山道係長です。</p>
山道係長	(挨拶)
熊川会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	<p>本日は、10名の委員が出席されています。</p> <p>出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。</p>
熊川会長	これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思いません。慣例に従いまして、今回は「松尾委員」と「川上委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「松尾委員」と「川上委員」にお願いします。

なお、本日は公聴会を9時55分から10時05分までの10分間開催いたします。ご協力のほどよろしくお願いします。

熊川会長 本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、

第1号議案 五島海区漁場計画（案）について（諮問）

第2号議案 第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問）

第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）

第4号議案 県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について

その他 令和3管理年度におけるまさば及びごまさばの追加配分について

熊川会長 それでは、第1号議案 五島海区漁場計画（案）について（諮問）を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第1号議案、資料2ページをご覧ください。

県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。

（第1号議案の諮問文 朗読）

（資料説明）

事務局

9時55分になりました。公聴会の開始時間です。

熊川会長

説明の途中ですが、公聴会の時間となりましたので、ここで委員会を一旦休会し、公聴会を開催したいと思います。ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

熊川会長

ご異議もないようですので、ここで委員会を一旦休会し、公聴会を開催します。事務局に利害関係人からの発言申し込みはありますか。

事務局

現在のところ、利害関係人からの発言申し込みはございません。

熊川会長

利害関係人からの発言申し込みはないとのことですので、公聴会は発言の申し込みがあり次第再開するということで、公聴会を一旦休会し、委員会を再開したいと思います。よろしいでしょうか。

各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、公聴会を一旦休会し、委員会を再開することといたします。
熊川会長	事務局から第1号議案の説明の続きをお願いします。
事務局	(資料説明) 説明は以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いします。
熊川会長	第1号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
草野委員	マグロ漁場の件だが(資料4ページ)、「条件」で直径30メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない、となっているのに対し、1年あたりの天然種苗の活込尾数は32,000尾を超えてはならない、となっている。生簀4台に32,000尾は活かせないと思うが、これはどういうことか。
事務局	この漁場の性格について、ご説明申し上げます。 この漁場は出荷サイズまで育てる漁場ではありません。 そもそもこの漁場の周辺海域では種苗を一時畜養し、他県(沖縄県、鹿児島県、大分県)や一部本県用に、種苗を移動させてきました。 この種苗を一時畜養している業者ですが、種苗を早く出すケースもあれば、秋口まで長期飼育するケースもありました。長期飼育するケースは一時畜養ではなく養殖であり、活け込みだろうということで、制度的な問題がありました。そこで、対馬の方から一部、生簀面積と活け込み尾数を持ってきて、漁業権として設定しようとするものです。 出荷サイズまで成長させる訳ではありませんので、生簀も大規模ではありませんし、尾数がかかなり多く見える、という状況となっています。
草野委員	今の「条件」の記載は、通常の養殖方法と同じ、となっている。この漁場は通常の養殖漁場と異なるので、そのことを条件として、即ち、移送用のマグロを活け込む漁場ですと、「条件」に記載する必要はないのか。
事務局	ご指摘の「条件」への記載についてですが、記載の必要はありません。 今後、漁業権に基づいて半年ほど養殖をする漁場と、1~2か月の短期間畜養後に他県へと搬送される漁場(海面占有許可の漁場)とが併設されることになる。

事務局 地元とでの読み方を知らず、失礼しました。  
以後、気を付けます。

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第1号議案 五島海区漁場計画(案)について(諮問) につきまして、諮問原案どおりの計画案とすることで差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、  
第1号議案 五島海区漁場計画(案)について(諮問) につきまして、諮問原案どおりの計画案とすることで差し支えない旨、答申することに決定します。  
以上で、第1号議案を終了します。

熊川会長 続いて、  
第2号議案 第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について(諮問) を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料7ページをご覧ください。県知事諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。  
(諮問文朗読)

事務局 (資料説明)

熊川会長 ただいまの第2号議案の説明に、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

大久保委員 資料10ページの活け込み尾数は合っていますか。

草野委員 奈留町漁協の活込尾数が24,000尾になっている。  
活込尾数の記載は1年あたりの活込尾数が記載されるべきでしょう。本漁場の1年あたりの活込尾数は4000尾しかないので、24000尾は6歳魚まで飼育している本漁場の放養尾数ではないでしょうか。

草野委員 だから、到底養殖できない尾数なので、五島海区では今までそういうのが無くて、対馬から持ってくるということなので、対馬海区の問題には口出しできないけれども、五島海区としては移送用ですよ、と条件付けをしなくて良いのか。

事務局 移送用と条件付けをしなくて、制度的に問題ありません。

熊川会長 似たような話が、栂島の金子産業にありませんでしたか。

事務局 以前、金子産業が若松町中央漁協か若松漁協かで、そういった漁場を持っていたことがあります。

熊川会長 草野委員から指摘があった、「条件」への移送用の記載は不要ということで、良いのですね。

事務局 記載は不要で、結構です。

熊川会長 他に何か、ございませんか。

田端委員 五区計第1512号について、五区第529号から変更をする理由は何ですか。

事務局 五区計第1512号の海域は元々、魚類の小割式養殖がない海域です。この海域に魚類の小割式養殖を設定したい、場所は五区第529号が設定されている陸に近い側へと広げたい、ということで、五区第529号を放棄して、五区計第1512号を設定する地元調整が取れて、今回、漁場設定願いが上がって来ております。

田端委員 分かりました。

事務局 10時05分になりました。公聴会の終了時間です。

熊川会長 それでは、公聴会を終了し、委員会を再開します。  
何か他に、ご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

吉村委員 資料3ページの漁場の位置、桐古里郷の「大地」だがこれは、「だいち」ではなく、「おおち」と読むべき。

事務局

後ほど回答しますので、確認をさせて下さい。

草野委員

奈留町漁協分について、人工種苗の漁場に天然種苗を活け込むことを認めるといった説明であったが、人工種苗の漁場に天然種苗は活け込んではいけない、ことになっていたはず。

「人工種苗の漁場」を「天然種苗の漁場」へ修正しないと、今までの経緯からすると、おかしいのではないか。今の説明では単純に人工種苗の漁獲に天然種苗の生簀台数を1台もっていきますという説明だがおかしいのではないか。今まで過去の経緯から言えば厳しくなって、当初設定するときにも水産庁の指導で、漁場は別にして下さいとの話であったのに、人工種苗に仮置きなのかどうなのか、知らないけれども認めるというのはおかしい話であると思う。

非常事態を除き、漁業権の切替え時に、途中の変更は認めないと決めていて、変更は次の漁業権の切替えの時に併せて行いましょう、といった話だったと思うが。コロナが緊急性かもしれないが。

事務局

草野委員がおっしゃられるとおりで、天然種苗と人工種苗の漁場は明確に分けなさい、というのが国の方針であり、我々もそのようにやって参りました。

ただし、コロナの関係で出荷が滞り、出荷サイズのものが各生簀で過剰な状況となっています。今回の神部漁協や奈留町漁協の条件変更にしても、特例的措置として、過剰にいるマグロを一時的に収容する場所が必要だということで、本庁の方が各漁業協同組合へアンケートを取りまして、国の方とも協議をしたうえで、このような特例的なものと認めてもらい、今回の条件の変更に至っております。

草野委員がおっしゃられる通り、原則ダメなものですが、こういった特別な状況であれば国の方も認める、といった方針を示してもらいました。

そこで、今回このような措置を取らせていただいた、というものです。

草野委員

理由は分かりますが、私の理解している範疇では、これを機に漁場拡大を認めましょうということで、来年度の免許の切替でしましゅう、といったことがあるので、うちの漁協は申請をしていない。その辺の説明が不十分である。

奈留町漁協と神部漁協が今、出ているが、他の漁協も可能性があると思う。緊急だからといって増やした分は、今後も継続していくのだと思う。緊急だとはいうが。

熊川会長 コロナが終わった後は基にもどすのか？

草野委員 事前の説明が不十分である。

事務局 本庁に問い合わせた結果、神部漁協のように生簀を拡張するケースは、今後、コロナが収束しても、令和5年9月の一斉切替を含めて、できればそのまま継続したいと考えているとの返答を頂いております。ただし、これが最終的な結論としてやれるかどうかはハッキリしていないが、本庁としては継続したいという意向とのことです。

奈留町漁協のように、本来、人工種苗を入れる漁場、即ち、天然種苗を入れてはならない漁場に天然種苗を入れることについては、まだ確認が取れていませんので、本庁に確認をしますのでお時間を頂けないでしょうか。

草野委員 神部漁協の場合は生簀の拡大をすることなので、それはそれで良いと思うが。

吉村委員 入口はコロナの関係、出口が曖昧な気がする。

草野委員 協議会に切り替えて下さい。

熊川会長 協議会に切り替えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

熊川会長 委員会を一旦休会し、協議会に切り替えます。

【協議会：10時27分から10時34分まで】

熊川会長 協議会を終了し、委員会に切り替えます。

熊川会長 奈留町漁協の活込尾数の件は修正するというので、よろしいですね。

事務局 先ほどご指摘がありました、奈留町漁協の請願書にあります、活込尾数の24,000尾は4,000尾の間違いです。  
4,000尾に修正させていただきます。

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第2号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第2号議案 第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問） につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、  
第2号議案 第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問） につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。  
以上で、第2号議案を終了します。

熊川会長 それでは、第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問） を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の1.7ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いておりますので朗読いたします。  
（諮問文朗読）  
（資料説明）  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

熊川会長 ただいま、第3号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

草野委員 私の方から補足説明をさせて頂く。  
福江港内は五島ふくえ漁協・五島漁協の共同漁業権が設定されていない、漁業権が放棄されている。漁業権を放棄しているので、福江港内でアワビ、ナマコの採捕をするためには県知事許可が必要となる。そこで、新規の許可の希望があったというものである。

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第3号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）  
につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議  
ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、  
第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）  
につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決  
定します。  
以上で、第3号議案を終了します。

熊川会長 それでは、第4号議案 県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障  
の有無について、を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料22ページをご覧ください。県知事から協議文が届いていますの  
で、朗読させていただきます。  
（協議文朗読）  
（資料説明）  
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

熊川会長 ただいま、第4号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質  
問等がありましたら、ご発言をお願いします。

吉村委員 設置予定箇所はたこつぼの漁場となっているので、たこつぼ協議会との  
調整が必要になってくると思われる。  
たこつぼ協議会に対しての説明を行ってもらいたい。トラブルを引き起  
こさないためにも、そして理解をもらうためにも、たこつぼ協議会に対し  
て、しっかりとした説明を行って欲しい。

山道係長 先週、組合長会へ諮らせて頂いて際に、ご指摘の意見を頂いた。  
五島振興局の方で、たこつぼ協議会の会長、事務局、当該漁場を使用し  
ている漁業者の3者に対して説明の場を設けて、支障がないような漁場整  
備の方法を伺ったうえで、整備を進めていきたいと考えている。

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第4号議案について、採決  
に入ります。

熊川会長 第4号議案 県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について つきまして、原案どおりとして差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、  
第4号議案 県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について つきまして、原案どおりとして差し支えない旨、回答することに決定します。  
以上で、第4号議案を終了します。

熊川会長 最後に、その他の件、  
令和3管理年度におけるまさば及びごまさばの追加配分について 事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の26ページをご覧ください。  
(資料説明)  
以上で説明を終わります。

熊川会長 ただいま、その他について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 これで、本委員会で予定していました議題はすべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。

事務局 次回の開催予定は、6月7日です。  
主な議案は、長崎県資源管理方針の変更について を予定しています。

熊川会長 このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

(質問、意見等なし)

熊川会長

他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。

お忙しい中のご出席、ありがとうございました。